



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *36 建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (都市政策課) 1

○ 告示

- 997 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課) 2
 998 生活保護法による指定介護機関の廃止 (") 3
 999 生活保護法による医療機関の指定 (") 4
 1000 " (") 4
 1001 " (") 4
 1002 生活保護法による介護機関の指定 (") 4
 1003 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止 (長寿社会課) 5
 1004 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (") 6
 1005 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (") 6
 1006 和歌山県立こころの医療センターにおける未収金の収納事務の委託 (医務課) 7
 1007 救急病院の認定 (") 7
 1008 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課) 7
 1009 " (") 8
 1010 " (") 8
 1011 " (") 8
 1012 林業種苗生産事業者講習会の実施 (") 9
 1013 道路の供用開始 (道路保全課) 9
 1014 道路の区域変更 (") 10
 1015 道路の供用開始 (") 10
 1016 道路の区域変更 (") 10
 1017 道路の供用開始 (") 11
 1018 " (") 11
 1019 道路の区域変更 (") 11
 1020 高田相賀線(仮称相賀トンネル)道路改良工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (道路建設課) 12
 1021 公有水面の埋立ての免許 (港湾空港振興課) 16
- ### ○ 公告
- 入札公告 (道路建設課) 17

規 則

和歌山県規則第36号

建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則
建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例施行規則（平成23年和歌山県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（特に著しい破損、腐食等が生じている状態） 第3条 条例第1条の2第3号アの規則で定める程度は、<u>長期間適切な維持保全がされていないことにより、建築物等の基本的機能が喪失した状態として、屋根、外壁その他の外観に係る部分（いずれも道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されることのない部分及び開口部を除く。次条において同じ。）の10分の1以上が損壊に至った状態とする。</u></p> <p>（破損、腐食等が生じている状態） 第3条の2 条例第1条の2第4号アの規則で定める程度は、<u>適切な維持保全がされていないことにより、建築物等の基本的機能が喪失した状態となるおそれのある状態として、屋根、外壁その他の外観に係る部分の20分の1以上が損壊に至った状態とする。</u></p> <p>（管理不全状態及び景観支障状態の調査） 第11条 条例第2条の2第3項及び第5条第2項の規定による調査は、次に掲げる事項について行うものとする。 (1)～(4) 略</p>	<p>（特に著しい破損、腐食等が生じている状態） 第3条 条例第3条第1項第1号の規則で定める程度は、<u>長期間適切な維持保全がされていないことにより、建築物等の基本的機能が喪失した状態として、屋根又は外壁（いずれも道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されることのない部分及び開口部を除く。）の10分の1以上が損壊に至った状態とする。</u></p> <p>（景観支障状態の調査） 第11条 条例第5条第2項の規定による調査は、次に掲げる事項について行うものとする。 (1)～(4) 略</p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の前に行われた建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例（平成23年和歌山県条例第33号）第5条第2項の規定による調査に係る建築物その他の土地に定着する工作物に対するこの規則による改正後の建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例施行規則第3条の規定の適用については、なお従前の例による。

告 示

和歌山県告示第997号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	廃 止 年 月 日
---------	--------	------------	----------	-----------	-----------

海南訪新 15-03	セントケア和歌山株 式会社	和歌山市紀三井寺840番 地の39 メゾン山水 I 103号室	訪問看護セントケア かいなん	海南市名高504-1 サ クラテナントA・B	令和 4.5.31
---------------	------------------	---------------------------------------	-------------------	---------------------------	--------------

和歌山県告示第998号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の 所在地	指定事業所の 名称	指定事業所の 所在地	サービスの種類	廃止 年月日
セントケア和歌山株 式会社	和歌山市紀三井寺84 0番地の39	セントケアかいなん	海南市名高504-1 サクラテナントA・B	訪問介護・介護予 防訪問介護	令和 4.5.31
セントケア和歌山株 式会社	和歌山市紀三井寺84 0番地の39	訪問看護セントケア かいなん	海南市名高504-1 サクラテナントA・B	訪問看護・介護予 防訪問看護	令和 4.5.31
紀北川上農業協同組 合	橋本市高野口町名古 曾922-2	JA紀北かわかみヘル パーステーション	橋本市高野口町名古 曾610	訪問介護・介護予 防訪問介護	令和 4.7.31
紀北川上農業協同組 合	橋本市高野口町名古 曾922-2	JA紀北かわかみデイ サービスセンター	橋本市高野口町名古 曾610	通所介護・介護予 防通所介護	令和 4.7.31
紀北川上農業協同組 合	橋本市高野口町名古 曾922-2	JA紀北かわかみ介護 ショップ	橋本市高野口町名古 曾610	福祉用具貸与・介 護予防福祉用具貸 与	令和 4.7.31
紀北川上農業協同組 合	橋本市高野口町名古 曾922-2	JA紀北かわかみ指定 特定福祉用具販売事 業所	橋本市高野口町名古 曾610	特定福祉用具販売 ・特定介護予防福 祉用具販売	令和 4.7.31
紀北川上農業協同組 合	橋本市高野口町名古 曾922-2	JA紀北かわかみケア センター	橋本市高野口町名古 曾610	居宅介護支援	令和 4.7.31
紀北川上農業協同組 合	橋本市高野口町名古 曾922-2	JA紀北かわかみかつ らぎヘルパーステー ション	伊都郡かつらぎ町笠 田東15-2	訪問介護・介護予 防訪問介護	令和 4.7.31
紀北川上農業協同組 合	橋本市高野口町名古 曾922-2	JA紀北かわかみかつ らぎデイサービスセ ンター	伊都郡かつらぎ町笠 田東15-2	通所介護・介護予 防通所介護	令和 4.7.31
紀北川上農業協同組 合	橋本市高野口町名古 曾922-2	JA紀北かわかみかつ らぎケアセンター	伊都郡かつらぎ町笠 田東15-2	居宅介護支援	令和 4.7.31
ありだ農業協同組合	有田郡有田川町天満 47-1	JAありだ訪問介護セ ンター	有田郡有田川町大字 天満47-1	訪問介護・介護予 防訪問介護	令和 4.7.31
ありだ農業協同組合	有田郡有田川町天満 47-1	JAありだ福祉用具貸 与事業所	有田郡有田川町大字 天満47-1	福祉用具貸与・介 護予防福祉用具貸 与	令和 4.7.31
ありだ農業協同組合	有田郡有田川町天満 47-1	JAありだ特定福祉用 具販売事業所	有田郡有田川町大字 天満47-1	特定福祉用具販売 ・特定介護予防福 祉用具販売	令和 4.7.31
ありだ農業協同組合	有田郡有田川町天満 47-1	JAありだケアプラン センター	有田郡有田川町大字 天満47-1	居宅介護支援	令和 4.7.31

和歌山県告示第999号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指 定 年 月 日
有訪新 7-04	合同会社ころ	有田郡湯浅町大字湯浅 2061-4	訪問看護ステーション 悠達者	有田郡湯浅町大字湯浅 2061-4 ピースフルラ ンド湯浅206号室・207 号室	平成 31.4.1

和歌山県告示第1000号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指 定 年 月 日
海南訪新 18-04	セントケア和歌山株 式会社	和歌山市紀三井寺840 番地の39 メゾン山水 I 103号室	訪問看護セントケアか いなん	海南市日方1167-1 日 方スクエアB	令和 4.6.1

和歌山県告示第1001号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指 定 年 月 日
西訪新 14-04	合同会社COCOLO	西牟婁郡上富田町南紀 の台70番44号	訪問看護ステーション ころ	西牟婁郡上富田町朝来 2458-1	令和 4.9.1

和歌山県告示第1002号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示

する。

令和4年9月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
セントケア和歌山株式会社	和歌山市紀三井寺840番地の39 メゾン山水 I 103号室	セントケアかいなん	海南市日方1167-1 日方スクエアB	訪問介護	令和4.6.1
セントケア和歌山株式会社	和歌山市紀三井寺840番地の39 メゾン山水 I 103号室	訪問看護セントケアかいなん	海南市日方1167-1 日方スクエアB	訪問看護・介護予防訪問看護	令和4.6.1
ありだ農業協同組合	有田郡有田川町天満47-1	JAありだ訪問介護センター	有田郡有田川町大字清水343-1	訪問介護	令和4.8.1

和歌山県告示第1003号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

令和4年9月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3071701050	株式会社ケアパートナーズ	すみれ福祉用具貸与事業所	和歌山県紀の川市桃山町元873番地	福祉用具貸与介護予防福祉用具貸与	令和3.12.11
3071001139	株式会社楽園	パートナーズ	和歌山県橋本市胡麻生556	訪問介護	令和4.2.15
3052180027	社会医療法人黎明会	介護老人保健施設和佐の里	和歌山県日高郡日高川町和佐2136	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	令和4.2.28
3062490010	医療法人健佑会	健佑訪問看護ステーション	和歌山県東牟婁郡串本町串本2383	訪問介護	令和4.3.31
3071200756	社会福祉法人山水会	サンパル	和歌山県紀の川市粉河4163-2	訪問介護	令和4.3.31
3071401388	株式会社結ゆい	ヘルパーステーション結	和歌山県海南市藤白142番地5	訪問介護	令和4.3.31
3071601433	社会福祉法人きのくに福祉会	ゆあさの郷	和歌山県有田郡湯浅町湯浅2834	訪問介護	令和4.3.31
3072300399	特定非営利活動法人助けあいセンターみかん	NPO法人みかん	和歌山県新宮市千穂三丁目4番24号	訪問介護	令和4.3.31
3072400041	社会福祉法人田辺市社会福祉協議会	田辺市社会福祉協議会大塔事業所	和歌山県田辺市鮎川583番地の9	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	令和4.3.31

30618901 11	株式会社DREAM・COMPANY	訪問看護ステーションF0 R優	和歌山県岩出市吉田92-1 4 ソル・ヤード吉田201	訪問看護 介護予防訪問 看護	令和 4.3.31
30720007 75	合同会社マホロバ	リハプライドきのくに	和歌山県御坊市名田町楠 井2204-1	通所介護	令和 4.3.31

和歌山県告示第1004号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和4年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者 番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種類	指 定 年月日	指 定 の 有効期間の 満了の日
30713010 00	医療法人南労会	医療法人南労会かつ らぎヘルパーステー ション	和歌山県伊都郡かつら ぎ町笠田東15-2	訪問介護	令和 4.8.1	令和 10.7.31
30710014 36	医療法人南労会	医療法人南労会デイ サービスセンター	和歌山県橋本市高野口 町名古屋610番地	通所介護	令和 4.8.1	令和 10.7.31
30713010 18	医療法人南労会	医療法人南労会かつ らぎデイサービスセ ンター	和歌山県伊都郡かつら ぎ町笠田東15-2	通所介護	令和 4.8.1	令和 10.7.31
30714014 12	社会福祉法人渉久会	デイサービス・トレ ーニングセンターこ んにちはKainan	和歌山県海南市且来10 1-3	通所介護	令和 4.8.1	令和 10.7.31
30722018 52	株式会社ADVANCE	カタチ目良	和歌山県田辺市目良37 -28 1F	通所介護	令和 4.8.1	令和 10.7.31

和歌山県告示第1005号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和4年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者 番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種類	指 定 年月日	指 定 の 有効期間の 満了の日
30621900 81	株式会社アライフ	訪問看護ステーショ ン日高リハビリセン ター	和歌山県日高郡美浜町 和田1902番地	訪問看護	令和 4.8.1	令和 10.7.31
				介護予防訪問 看護	令和 4.8.1	令和 10.7.31
30624901 50	合同会社COCOLO	訪問看護ステーショ ンこころ	和歌山県西牟婁郡上富 田町朝来2458-1	訪問看護	令和 4.8.1	令和 10.7.31
				介護予防訪問 看護	令和 4.8.1	令和 10.7.31

30710014 44	医療法人南労会	医療法人南労会介護 ショップ	和歌山県橋本市高野口 町名古屋610番地	福祉用具貸与	令和 4.8.1	令和 10.7.31
				介護予防福祉 用具貸与	令和 4.8.1	令和 10.7.31
30710014 44	医療法人南労会	医療法人南労会指定 特定福祉用具販売事 業所	和歌山県橋本市高野口 町名古屋610番地	特定福祉用具 販売	令和 4.8.1	令和 10.7.31
				特定介護予防 福祉用具販売	令和 4.8.1	令和 10.7.31

和歌山県告示第1006号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、和歌山県立こころの医療センターにおける未収金の収納の事務を次のとおり委託した。

令和4年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 委託の相手方

弁護士法人ライズ綜合法律事務所

東京都中央区日本橋三丁目9-1 日本橋三丁目スクエア12階

2 委託した和歌山県立こころの医療センターにおける未収金

和歌山県立こころの医療センターにおける診療費（患者負担分）等に係る未収金のうち同センターの指定するもの

3 委託期間

令和4年9月1日から令和5年3月31日まで

和歌山県告示第1007号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和4年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 名称 今村病院

2 所在地 和歌山市砂山南二丁目4番21号

3 有効期限 令和7年8月31日

和歌山県告示第1008号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1009号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1010号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1011号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1012号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、林業種苗生産事業者講習会を次のとおり実施するので、林業種苗法施行令（昭和45年政令第194号）第3条の規定により公告する。

令和4年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 開催日時 令和4年10月12日（水）午前10時から午後5時まで
- 2 開催場所
 - (1) 講義 和歌山県農林大学校林業研修部小教室（西牟婁郡上富田町生馬1504-1）
 - (2) 実習 和歌山県林業試験場中辺路試験地（田辺市中辺路町栗栖川300-12）
- 3 講習科目
 - (1) 種苗に関する法令
 - (2) 種苗の産地及び系統に関する事項
 - (3) 種苗の生産技術に関する事項
- 4 講習受講の申込み
受講希望者は、受講申込書に受講料として和歌山県証紙14,310円分を貼り付けて、最寄りの振興局農林水産振興部林務課（以下「林務課」という。）に令和4年9月30日（金）までに申し込むこと。
- 5 その他
 - (1) 申込書の用紙は、林務課で配布する。なお、申込書の様式は、和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課ホームページからダウンロードすることができる。
 - (2) 講習に必要なテキスト（テキスト代：1,833円）は、受講者が事前に購入しておくこと。

和歌山県告示第1013号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年9月2日

道路の種類 県道

路線名 和歌山橋本線

供用開始の区間 和歌山市西小二里二丁目894番6地先から同市新高町35番27地先まで

供用開始の期日 令和4年9月2日

和歌山県告示第1014号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年9月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 和歌山橋本線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡かつらぎ町大字三谷字宮之浦1635番2地先から同町大字三谷字金毘羅1626番地先まで	旧	14.39 ） 14.52	91.65	
同上	新	19.56 ） 38.90	91.65	

和歌山県告示第1015号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年9月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 日置川大塔線

供用開始の区間 西牟婁郡白浜町久木字苔699番地先から同町久木字ほとば101番1地先まで

供用開始の期日 令和4年9月2日

和歌山県告示第1016号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年9月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 粉河那賀線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市馬宿字赤禿125番1地先 から同市江川中字壺本松280番3 地先まで	旧	8.62 ） 17.81	49.60	
同上	新	11.62 ） 22.06	49.60	

和歌山県告示第1017号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 粉河那賀線

供用開始の区間 紀の川市馬宿字赤禿125番1地先から同市江川中字壺本松280番3地先まで

供用開始の期日 令和4年9月2日

和歌山県告示第1018号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 和歌山野上線

供用開始の区間 海南市野尻字北裏345番5地内

供用開始の期日 令和4年9月2日

和歌山県告示第1019号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 温川田辺線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市下三栖字夏白58番地先から同市上万呂字三光寺前353番2地先まで	旧	10.32 } 16.25	176.95	県道上富田南部線との重用延長176.95メートルを含む。
同上	新	12.32 } 30.27	176.95	県道上富田南部線との重用延長176.95メートルを含む。

和歌山県告示第1020号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、高田相賀線（仮称相賀トンネル）道路改良工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和4年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する工事の名称等

(1) 工事年度及び工事番号

令和4年度 県債道改交金 第137号

(2) 工事名

高田相賀線（仮称相賀トンネル）道路改良工事

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格の確認を申請する日（以下「資格確認申請日」という。）において、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 次に掲げる要件を満たす共同企業体であること。

ア 構成員が3者であること。

イ 各構成員の出資比率がそれぞれ20%以上であること。

ウ 経営形態が共同施工方式であること。

エ 各構成員に在籍する土木一式工事の監理技術者の数を合計した数が5名以上であること。

(2) 共同企業体の代表者である構成員が次のアからエまでに掲げる要件を満たしていること。

ア 共同企業体において施工能力及び出資比率が最も高い構成員であること。

イ 資格確認申請日において、その有する有効かつ最新の土木一式工事に係る経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第2項に規定する経営事項審査をいう。）に係る総合評定値（（3）シにおいて「総合評定値」という。）が1,000点以上であること。

ウ 平成19年4月1日から資格確認申請日までの間に、日本国内、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国若しくは地域又は我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国若しくは地域において、元請（元請が共同企業体の場合にあつては、元請となる共同企業体への出資比率が20%以上である構成員の場合に限る。）としてNATM（New Austrian Tunneling Method）による道路トンネル工事を完成させ、引渡し完了した施工実績を有していること。

エ 次の要件を満たす監理技術者を専任で高田相賀線（仮称相賀トンネル）道路改良工事の本契約日時点で配置できる見込みであること。

（ア）1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者（次に掲げる者のいずれかに該当する者をいう。）であること。

- a 1級建設機械施工技士の資格を有する者
 - b 技術士の資格（技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」（平成30年度まで）又は「農業農村工学」（令和元年度以降）とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」（平成30年度まで）、「農業農村工学」（令和元年度以降）、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに限る。）を有する者
 - c a又はbに掲げる者と同等以上の資格を有すると国土交通大臣が認定した者
- (イ) 平成19年4月1日から資格確認申請日までの間に、日本国内、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国若しくは地域又は我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国若しくは地域において、元請（元請が共同企業体の場合にあつては、元請となる共同企業体への出資比率が20%以上である構成員の場合に限る。）の従業員としてNATMによる道路トンネル工事に従事し、完成させ、引渡しが完了した施工経験（主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、現場代理人又は監理技術者補佐その他これらに準ずる者として、掘削から覆工までの一連の施工を管理・監督した経験に限る。）を有する者であること。
- (ウ) 土木一式工事の監理技術者資格者証を有し、かつ、監理技術者講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過しない者であること。
- (エ) 資格確認申請日において継続して3か月以上の直接的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用及び権利構成）をいう。）を有している者であること。
- (3) 共同企業体の構成員（代表者であるものを含む。）がそれぞれ次に掲げる要件を満たしていること。
- ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当する者でないこと。
 - イ 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加を排除されている者でないこと。
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（その申立てに係る再生計画認可の決定がなされている者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者（その申立てに係る更生計画認可の決定がなされている者を除く。）でないこと。
 - エ 高田相賀線（仮称相賀トンネル）道路改良工事に係る設計業務等の受託者でないこと。
 - オ 建設業法第3条第1項の許可を受けている者であること。
 - カ 建設業法第28条第3項又は第5項に基づく営業停止の処分を受けている者でないこと。
 - キ 建設業法に基づく土木工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。
 - ク 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年制定）に基づく入札参加資格停止の措置を受けて、その措置の期間中にある者でないこと。
 - ケ 和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱（昭和62年制定）に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
 - コ 談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けている者でないこと。
 - サ 次に掲げる規定の適用を受けるものがある場合には、その適用を受ける規定による届出の義務を履行している者であること。
 - (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
 - (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
 - (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条
 - シ 資格確認申請日において、その有する有効かつ最新の総合評定値が850点以上であること。
 - ス 次の要件を満たす主任技術者を専任で高田相賀線（仮称相賀トンネル）道路改良工事に配置でき

の見込みであること。ただし、共同企業体の代表者である構成員にあっては、この限りでない。

(ア) 次に掲げる国家資格を有する者であること。

- a 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士の資格を有する者
- b 1級建設機械施工技士又は2級建設機械施工技士の資格を有する者
- c 技術士の資格（技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」（平成30年度まで）又は「農業農村工学」（令和元年度以降）とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」（平成30年度まで）、「農業農村工学」（令和元年度以降）、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに限る。）を有する者

(イ) 資格確認申請日において継続して3か月以上の直接的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用及び権利構成）をいう。）を有していること。

セ この入札に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

(4) 共同企業体の構成員とこの一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員との関係において、次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。

ア 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。）とその親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。）である場合

イ 親会社等が同一である子会社等同士の場合

ウ 一方の役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第3号に規定する役員のうち、株式会社の取締役（会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における同法第38条第2項に規定する監査等委員である取締役、同法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社の取締役、同条第15号に規定する社外取締役及び同法第348条第1項に規定する定款の別段の定めにより業務を執行しないこととされている取締役を除く。）、同法第402条第1項の規定により指名委員会等設置会社に置かれた執行役、同法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款の別段の定めにより業務を執行しないこととされている社員を除く。）、組合の理事又はこれらに準ずるものをいう。以下同じ。）が他方の役員を兼ねている場合（一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中である場合又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。）

エ 一方の役員が、他方の管財人（民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人をいう。オにおいて同じ。）を兼ねている場合

オ 一方の管財人が、他方の管財人を兼ねている場合

カ 組合（共同企業体を含む。）とその組合員である場合

キ その他アからカまでに掲げる場合のいずれかと同視することを相当と認められる場合

3 資格確認申請書類及びその配布方法等

(1) この競争入札の入札参加資格の確認申請に必要な書類（以下「申請書類」という。）は、次のとおりとし、申請書類のうち、ア及びオからケまでに掲げる書類は共同企業体の代表者である構成員のみが提出するものとし、それら以外の書類は共同企業体の全ての構成員がそれぞれ提出するものとする。なお、ク及びケに掲げる書類の作成は、入札説明書に定めるところにより行うこと。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票（いずれも提出日において発行後3か月を経過していないもの）

ウ 印鑑証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）

- エ 使用印鑑届
- オ 共同企業体の協定書の写し
- カ 2 (1) エの要件を満たすことを証する土木一式工事の監理技術者資格者証の写し及び在籍を確認できる雇用契約書その他の雇用関係を証する書面の写し
- キ 2 (2) イの要件を満たすことを証する建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する通知書（サ及びシにおいて「総合評定値通知書」という。）の写し
- ク 2 (2) ウの要件を満たすことを証する書面
- ケ 2 (2) エの要件を満たすことを証する配置する予定の監理技術者に関する書面
- コ 2 (3) キの要件を満たすことを証する書面の写し
- サ キ又はシの総合評定値通知書において「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」及び「雇用保険加入の有無」の項目のうち数値等が「無」であるものについて資格確認申請日において加入している場合又は適用除外である場合にあっては、2 (3) サの要件を満たすことを証する次に掲げる書面の写し
- (ア) 健康保険に加入している場合は、健康保険料の納入に係る領収証書若しくは納入証明書の写し又は資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- (イ) 厚生年金保険に加入している場合は、厚生年金保険料の納入に係る領収証書若しくは納入証明書の写し又は資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- (ウ) 雇用保険に加入している場合は、雇用保険料の納入に係る領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- (エ) 適用除外である場合は、社会保険等に関する誓約書
- シ 2 (3) シの要件を満たすことを証する総合評定値通知書の写し
- ス 2 (3) スの要件を満たすために配置する予定の主任技術者について、次に掲げる書面
- (ア) 2 (3) ス (ア) の要件を満たすことを証する書面
- (イ) 2 (3) ス (イ) の要件を満たすことを証する雇用契約書その他の雇用関係を証する書面の写し
- セ 委任状（共同企業体の構成員が、支社長、営業所長等に共同企業体協定の締結権限等を委任する場合）
- ソ 不当要求行為等の防止に係る誓約書
- (2) (1) のア、エ、ク、ケ、サ（エ）及びソに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、令和4年9月2日（金）から同月26日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に5に掲げる場所で配布を行うものとする。
- なお、これらの申請書類の様式は、和歌山県公共工事等入札情報システムから、ダウンロードすることができる。
- ア 和歌山県公共工事等入札情報システム
- <https://www.calsism.pref.wakayama.lg.jp/>
- イ ダウンロードすることができる期間
- 令和4年9月2日（金）から同月26日（月）までの間（午前3時から午前5時までの時間その他メンテナンス等により不定期に利用を停止する時間を除く。）
- (3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和4年9月5日（月）から同月26日（月）まで（休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に和歌山県県土整備部道路局道路建設課に対して行うものとする。
- 4 資格確認申請書類の提出期間及び提出場所又は提出先
- (1) 令和4年9月5日（月）から同月27日（火）まで（休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時（同月27日については、午後2時）までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

- (2) 郵送により資格確認申請書類を提出する場合は、書留郵便で令和4年9月27日（火）午後2時までに、和歌山県県土整備部道路局道路建設課へ必着させること。
- (3) 電子メールにより資格確認申請書類を提出する場合は、令和4年9月27日（火）午後2時までに、5に掲げる電子メールアドレス宛に送付すること。
- なお、原本の提出が必要となる書類については、後日原本確認を行う。
- 5 資格確認申請書類の配布の場所
和歌山県県土整備部道路局道路建設課
和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館9階
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-3092
電子メールアドレス e0802002@pref.wakayama.lg.jp
- 6 資格確認申請書類に使用する言語
資格確認申請書類に使用する言語は、日本語とする。
- 7 資格審査の結果通知
入札参加資格審査の結果は、共同企業体の代表者に対して入札参加資格確認通知書の郵送により令和4年10月21日（金）までに通知するものとする。
- 8 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
(1) 入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
(2) (1)の説明は、令和4年10月24日（月）から同年11月1日（火）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に書面により求めるものとする。
(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により5に掲げる場所に提出するものとする。
(4) 説明に対する回答については、令和4年11月4日（金）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第1021号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

令和4年9月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 埋立免許出願人

- (1) 所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
(2) 名称 和歌山県
(3) 代表者住所 和歌山県和歌山市東高松四丁目6番7号
(4) 代表者氏名 和歌山県知事 仁坂吉伸

2 埋立区域

- (1) 位置
和歌山県和歌山市新和歌浦1759番の地先公有水面
- (2) 区域
次の各地点のうち、1の地点から6の地点までを順次に直線で結んだ線及び6の地点と1の地点とを結ぶ線により囲まれた区域
基点（国土地理院「出島」二等三角点、和歌山県和歌山市新和歌浦1482番1）
北緯 34度11分15.7112秒
東経 135度09分21.2497秒

- 1の地点 基点から96度36分06秒 504.94mの地点
2の地点 1の地点から54度58分42秒 1.55mの地点
3の地点 2の地点から144度58分42秒 72.81mの地点
4の地点 3の地点から55度03分29秒 78.80mの地点
5の地点 4の地点から144度58分42秒 1.55mの地点
6の地点 5の地点から234度58分42秒 80.35mの地点

(3) 面積

241.26㎡

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

和歌山県和歌山市新和歌浦1759番の地内及び1759番の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、イの地点からへの地点までを順次に直線で結んだ線及びへの地点とイの地点とを結ぶ線により囲まれた区域

基点（国土地理院「出島」二等三角点、和歌山県和歌山市新和歌浦1482番1）

北緯 34度11分15.7112秒

東経 135度09分21.2497秒

- イの地点 基点から97度46分10秒 485.38mの地点
ロの地点 イの地点から54度58分27秒 64.27mの地点
ハの地点 ロの地点から144度58分42秒 37.14mの地点
ニの地点 ハの地点から54度58分42秒 42.92mの地点
ホの地点 ニの地点から144度58分42秒 64.27mの地点
への地点 ホの地点から234度58分42秒 107.18mの地点

(3) 面積

9,274.68㎡

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 公有水面埋立免許年月日

令和4年8月25日

公 告

入 札 公 告

高田相賀線（仮称相賀トンネル）道路改良工事について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

なお、この公告は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける。

令和4年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事年度及び工事番号 令和4年度 県債道改交金 第137号
(2) 工事名 高田相賀線（仮称相賀トンネル）道路改良工事
(3) 工事場所 新宮市相賀地内
(4) 工事概要 延長735.0m 幅員5.5（6.5）m

トンネル工 (New Austrian Tunneling Method)
L=735.0m (CⅠ=220m、CⅡ=327m、DⅠ=94m、DⅢ=94m)
補助工法
注入式長尺鋼管フォアパイリング L=40.7m
長尺鏡ボルト L=24.8m

- (5) 工期 700日間
- (6) 予定価格 事後公表
- (7) 調査基準価格 設定有り・事後公表
- (8) 施工形態 共同企業体
- (9) 本工事は、契約締結後に施工方法等コスト縮減となる提案を受け付ける契約後VE (Value Engineering) 方式工事である。
- (10) 本工事は、和歌山県工事連絡調整会議実施要領（平成21年制定）に規定する和歌山県工事連絡調整会議の対象工事である。
- (11) 本工事は、和歌山県建設工事総合評価落札方式実施要綱（平成20年制定。以下「総合評価落札方式実施要綱」という。）による総合評価の対象工事である。
- (12) 本工事は、低入札価格調査実施要領【建設工事】（令和元年制定。以下「低入札要領」という。）による低入札価格調査制度の対象工事である。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和4年和歌山県告示第1020号に規定する高田相賀線（仮称相賀トンネル）道路改良工事に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 入札手続等

(1) 入札契約事務担当課

和歌山県県土整備部道路局道路建設課
和歌山市小松原通一丁目1番地
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-3092

(2) 入札説明書等の交付、閲覧場所、期間、方法等

ア 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館9階
和歌山県県土整備部道路局道路建設課

イ 期間

令和4年9月2日（金）から同年11月4日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間

ウ 方法

以下の方法により入札説明書等の交付及び閲覧を行うものとする。

(ア) 和歌山県公共工事等入札情報システム（以下「入札情報システム」という。）から、入札説明書、技術提案作成要領、契約書案及び設計図書をダウンロードすることができる。

a 入札情報システム

<https://www.calsism.pref.wakayama.lg.jp/>

b ダウンロード可能期間

令和4年9月2日（金）から同年11月4日（金）までの入札情報システム利用可能時間

c 入札情報システム利用可能時間

システム停止時間を除く終日（システム停止時間：午前3時から午前5時まで。ただし、メンテナンス等によりこれ以外の時間に停止することがある。）

(イ) 入札説明書、技術提案作成要領及び契約書案を(2)イの期間、(2)アの場所において交付する。また、設計図書を(2)イの期間、(2)アの場所においてCD-Rメディアにより閲覧させる（入札説明書、技術提案作成要領、契約書案及び設計図書はデータコピーを可とする。閲覧のためのノートパソコン等の機器は持参すること。）。

(3) 技術提案の提出方法、提出場所又は提出先及び期間

ア 持参又は郵送により提出する場合

(ア) 提出場所

(2) アに同じ。

(イ) 期間

令和4年9月5日（月）から同月27日（火）まで（休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時（同月27日については、午後2時）までの間。ただし、郵送による提出の場合は、書留郵便により令和4年9月5日（月）から同月27日（火）午後2時までの間に到着させること。

イ 電子メールにより提出する場合

(ア) 提出先

e0802002@pref.wakayama.lg.jp

(イ) 期間

令和4年9月5日（月）から同月27日（火）の午後2時までの間

(4) 入札書の提出場所、期間及び提出方法

ア 入札書提出期間において条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成19年施行）又は和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成20年施行）に基づき土木工事業の資格の認定を受けている者で、和歌山県公共工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）に利用者登録を行っている者は、原則として電子入札システムにより、令和4年11月7日（月）から同月9日（水）までの電子入札システム利用可能時間に入札するものとする。

(ア) 電子入札システム

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/ebid/index.html>

(イ) 電子入札システム利用可能時間

午前9時から午後5時30分まで（休日及びメンテナンス等に要する時間を除く。）

イ ア以外の者は持参又は郵送により、次の場所及び期間に入札するものとする。

(ア) 場所

(2) アに同じ。

(イ) 期間

令和4年11月7日（月）から同月9日（水）までの午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）。ただし、郵送による入札の場合は、書留郵便により令和4年11月7日（月）から同月9日（水）午後5時までの間に到着させること。

(ウ) その他

提出期間外に提出された入札書は、不受理とし、当該入札書を提出した者に返戻するものとする。

(5) その他提出書類

入札書と併せて工事費内訳書及び入札参加資格確認通知書の写しを提出すること。また、開札の結果、低入札価格調査の対象となった者は、当該調査に係る書類を提出すること。

なお、これらの詳細は、入札説明書に記載するところによる。

(6) 開札の場所、開札日及び開札予定時刻

ア 場所

(2) アに同じ。

イ 開札日

令和4年11月10日（木）

ウ 開札予定時刻

午前10時

(7) 開札は、当該入札事務に関係のない和歌山県県土整備部道路局道路建設課の職員を立ち合わせて行うものとする。

(8) 開札状況の公表日及び公表予定時刻

ア 公表日

令和4年11月11日（金）

イ 公表予定時刻

午後2時

(9) 落札決定予定日

令和4年12月12日（月）

(10) 入札結果の公表

落札決定日の翌日（その日が休日に当たるときは、その翌日以降においてその日に最も近い休日でない日）

(11) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、入札情報システムに掲載するとともに、(2)アの場所において閲覧により公表する。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

(ア) この工事の入札に参加しようとする者は、その見積もる入札金額（消費税法（昭和63年法律第108号）に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。）の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(イ) 次に掲げる担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

a 利付国債又は地方債

b 知事が確実と認める金融機関の保証

(ウ) 次に掲げる場合においては、その一部又は全部を免除する。

a 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合

b 知事が確実と認める金融機関又は公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）との間に契約保証の予約をした場合

イ 契約保証金

(ア) 契約保証金の額は契約金額の10分の1以上（調査基準価格を下回る価格で契約を締結する場合には、10分の3以上）とする。

(イ) 次に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができるものとする。

a 利付国債又は地方債

b 知事が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証

(ウ) 次に掲げる場合においては、その一部又は全部を免除する。

- a 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合
- b 保険会社等の工事履行保証証券による保証がある場合

(3) 失格

ア 次のいずれかに該当する者は失格とし、失格となった者は落札者となることができない。

(ア) 入札参加資格がない者

(イ) 入札書の共同企業体の名称、住所若しくは代表者名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがある入札書又は記名押印を欠いた入札書を提出した者（電子入札システムにより行った入札を除く。）

(ウ) 金額の記入がない又は金額を訂正した入札書を提出した者（電子入札システムにより行った入札を除く。）

(エ) 入札説明書に規定する入札書を用いないで入札をした者（電子入札システムにより行った入札を除く。）

(オ) 誤字又は脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札をした者

(カ) 次に該当する場合の入札参加者

- a 入札保証金等が未納付の場合又は金額が不足している場合
- b (2) ア (イ) b又は (2) ア (ウ) に係る内容を証する書類に不備があると認められる場合

(キ) 同一の入札について2以上の入札をした者

(ク) 3 (3) ア (イ) 又は3 (3) イ (イ) の期間内に技術提案を提出しなかった者

(ケ) 入札時に工事費内訳書及び入札参加資格確認通知書の写しを提出しなかった者

(コ) 明らかに談合その他不正な行為によって入札をしたと認められる者

(サ) 入札書提出の日から落札決定までの間において、2に定める資格の要件のいずれかを満たさなくなった者

(シ) 低入札要領による低入札価格調査において、指定する期限までに調査様式を提出しなかった者又は調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた者

(ス) 虚偽の技術提案を提出した者

(セ) 工事費内訳書又は技術提案において、意思表示が不明瞭な入札をした者

(ソ) 総合評価落札方式実施要綱による総合評価において、技術提案が適切でないと判断された者

(タ) 電子入札において、入札説明書に示した失格となる入札をした者

(チ) その他、入札公告及び入札説明書において指示した事項に反して入札をした者

イ アに該当する者を落札者としていた場合には、当該落札者の落札決定を取り消す。

(4) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札し、入札価格が予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、(5)によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、低入札要領に基づく調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い入札者を落札者とする。

イ 調査基準価格を下回る入札を行った者は、提出を求められた日から起算して5日以内（休日を除く。）に低入札要領に基づく調査様式を提出しなければならない。

ウ 評価値の最も高い入札者が低入札価格調査の対象となる者である場合には、低入札要領により低入札価格調査を行い、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないことを確認の上、落札者とするものとし、調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた場合は、順次、次の順位の者に対し同様の手続を行うものとする。調査実施に係る文書は、別途対象者に交付する。

エ 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて順位を決定し、1位の者を落札者とする。ただし、1位の者が低入札価格調査の対象となる場合は、低入札要領により低入札価格調査を行った上で、落札者とする。

なお、当該入札者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に関係のない和歌山県県土整備部道路局道路建設課の職員にくじを引かせて順位を決定する。

(5) 総合評価の方法

ア 技術提案の内容に応じ、加算点を加える。加算点の最高点数は50点とする。また、標準点は100点とする。

イ 総合評価は、標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

(6) 総合評価の評価項目

次に掲げる工事目的物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案

ア 起点側坑口部の地山の安定性確保についての提案

イ 終点側坑口部の地山の安定性確保についての提案

ウ 工事による濁水の低減についての提案

エ 残土運搬時における粉塵を低減するための対策方法についての提案

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 契約書作成の要否

要

(9) 議会の議決の要否

要

(10) 支払条件

前払金 有

中間前払金 有

部分払 有

(11) 各会計年度における請負代金の支払限度額

ア 令和4年度 請負代金額の約0.4%の金額

イ 令和5年度 請負代金額の約44%の金額

ウ 令和6年度 請負代金額の約55.6%の金額

(12) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

(13) 落札決定後から本契約を締結するまでの期間に、落札者（その構成員を含む。以下同じ。）が、2に定める資格の要件を満たさなくなったときは、仮契約を締結せず、又は仮契約を解除する。この場合において、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。

(14) その他

その他詳細は、入札説明書に記載するところによる。

5 Summary

(1) Subject matter of the contract :

Construction work of the Ouga Tunnel

(2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification :

2:00 P.M. 27 September 2022

(3) Time-limit for the submission of technical proposal :

2:00 P.M. 27 September 2022

(4) Time-limit for the submission of tenders by electric bidding system :

5:30 P.M. 9 November 2022 (tenders bring with 5:00 P.M. 9 November 2022 or submitted by mail 5:00 P.M. 9 November 2022)

(5) Contact point for the notice :

Road Construction Division, Road Bureau, Prefectural Land Development Department,
Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubara-dori, Wakayama-city, 640-8585, Japan

TEL 073-441-3092